

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
規 則	
○北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則……………（道有林課）	25
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（情報政策課）	25
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業支援課）	25
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	26
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	26
○特定調達契約に係る入札の公告……………（技術管理課）	26
○道路の供用の開始……………（道路課）	27
支 庁 告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	27
道立図書館告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	28
道監査委員告示	
○地方自治法第252条の32第2項の規定による包括外部監査契約に基づく補助者に 関する事項……………	29
道監査委員公表	
○監査公表第7号……………	29
道公安委員会告示	
○良好な風俗環境を保全するために支障がないと認める地域の指定の一部改正……………	29

規 則
北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年5月15日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第60号 北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則 北海道有林野の産物売払規則（昭和36年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

第39条中「年3.7パーセント」を「年3.6パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道有林野の産物売払規則の規定は、平成21年4月1日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約について適用し、同日前に契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

告 示
北海道告示第364号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成21年5月15日 北海道知事 高 橋 はるみ
1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 行政情報コミュニケーションシステム等運用・保守管理業務 1式
2 随意契約の相手方を決定した日 平成21年3月31日
3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道 (2) 住 所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地
4 随意契約に係る契約金額 266,175,000円
5 契約の相手方を決定した手続 随意契約
6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
7 特定調達契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道告示第365号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成21年5月1日、北海 道土地改良区の定款の変更を認可した。 平成21年5月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第366号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成21年 5 月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年 5 月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
端野下右岸	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設、区画整理、暗きょ排水、土層改良、農用地造成）	北海道網走支庁
土幌佐倉 同	（農業用道路、暗きょ排水、土層改良）	北海道十勝支庁
中央幕別	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水施設、区画整理、暗きょ排水、土層改良）	同
白 糠	草地整備〔担い手中核型〕（区画整理）	北海道釧路支庁

北海道告示第367号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年 5 月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|---------------|-------------------------|
| 1 | 解除予定保安林の所在場所 | 美唄市1849の1（次の図に示す部分に限る。） |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 水源のかん養 |
| 3 | 解 除 の 理 由 | 鉱業用地とするため |
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第368号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する

協定の適用を受ける。

平成21年 5 月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 入 札 に 付 す る 事 項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
北海道土木工事設計積算電算システム外機器の賃貸借 一式
（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契 約 期 間 平成21年 9 月 1 日から平成26年 8 月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納 入 場 所 別途指示する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成21年北海道告示第 8 号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はあらかじめ定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成21年 5 月15日（金）から同月25日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時45分から午後 5 時30分まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道建設部建設管理局技術管理課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道建設部建設管理局技術管理課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目別館 9 階共用会議室

(2) 入札日時 平成21年 6 月26日（金） 午前10時 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の 1 (1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4 に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（1 月当たり単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第 1 項の規定により定めた予定価格（1 月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1 月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 その他 平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(4)、(7)、(9)及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道建設部建設管理局技術管理課 (2) 所在地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 電話番号 011－204－5590 10 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : A rental contract of the machinery, A complete set B. Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., June 26, 2009 C. Contact : Technological Management Division, Office of Construction Management, Department of Construction, Hokkaido Government Address : Nishi 6-chome Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, 060-8588 Japan Phone : 011-204-5590	北海道告示第369号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。 平成21年 5 月15日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><td>路線名</td><td>供用開始の区間</td><td>供用開始の期日</td></tr><tr><td>道道 東奈井江奈井江</td><td>空知郡奈井江町字奈井江755番11地先から</td><td>平成21. 5. 15</td></tr><tr><td>停車場線</td><td>空知郡奈井江町字奈井江754番 2 地先まで</td><td></td></tr></table> 支 庁 告 示 北海道留萌支庁告示第46号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成21年 5 月15日 北海道留萌支庁長 西 田 俊 夫 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア ロータリ除雪車 1 台 交換契約によりロータリ除雪車 1 台（300 P S）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車 1 台（2.2m・2,300 t（装置幅2.6m））を当該契約の相手方から調達する。 イ 除雪トラック 1 台 交換契約により除雪トラック 1 台（10 t 級、6×6、（S）・G・2 W）を契約の相手方に供し、除雪トラック 1 台（10 t 級、6×6、（S）・G・1 W）を当該契約の相手方から調達する。 ウ 除雪ドーザ 1 台 交換契約により除雪ドーザ 1 台（13 t 級）を契約の相手方に供し、除雪ドーザ 1 台（13 t 級、マルチプラウ、カプラ付）を当該契約の相手方から調達する。 アからウまでについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納入期日 平成21年10月30日（金） (4) 納入場所 ア及びイ 北海道留萌土木現業所事業課	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	道道 東奈井江奈井江	空知郡奈井江町字奈井江755番11地先から	平成21. 5. 15	停車場線	空知郡奈井江町字奈井江754番 2 地先まで	
路線名	供用開始の区間	供用開始の期日								
道道 東奈井江奈井江	空知郡奈井江町字奈井江755番11地先から	平成21. 5. 15								
停車場線	空知郡奈井江町字奈井江754番 2 地先まで									

ウ 北海道留萌土木現業所羽幌出張所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成21年 5 月15日（金）から同年 6 月15日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町 2 丁目 1 番 2 号
北海道留萌土木現業所企画総務部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道留萌土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 留萌市住之江町 2 丁目 1 番 2 号 北海道留萌合同庁舎 3 階入札室（送付による場合は、郵便番号 077-8585 留萌市住之江町 2 丁目 1 番 2 号 北海道留萌土木現業所企画総務部総務課）
- (2) 入 札 日 時 平成21年 6 月30日（火）午後 1 時30分（送付による場合は、同月29日（月）必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4 に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（satou.manabu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道留萌土木現業所企画総務部総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町 2 丁目 1 番 2 号
電話番号 0164-42-8342

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be purchased :

- (a) Rotary Snow Remover (Rotary plow length 2.2 meters, Maximum snow removeing capacity : 2,300 tons) Quantity 1
- (b) Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and one-way side-plow) Quantity 1
- (c) Snow Removing Tire Dozer (13 tons class, Multi purpose plow, Quick coupler) Quantity 1

B. Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., June 30, 2009

(If mailed, bids must arrive no later than June 29, 2009)

C. Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Rumoi District Public Works Management Office, 2-chome, Suminoechou, Rumoi, Hokkaido, 077-8585 Japan.
Phone : 0164-42-8342

道 立 図 書 館 告 示

北海道立図書館告示第10号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年 5 月15日

北海道立図書館長 巻 渕 雄 二

1 落札に係る物品等の名称及び数量

北海道立図書館情報システムの賃貸借（1月当たりの単価） 一式

2 落札を決定した日 平成21年 4 月28日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道 (2) 住 所 札幌市中央区北 2 条西 4 丁目 1 番地 4 落札金額 3,780,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成21年 3 月17日付け北海道立図書館告示第 9 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立図書館業務部業務課 (2) 所在地 江別市文京台東町41番地	いて一般の縦覧に供する。) 平成21年 5 月15日 北海道監査委員 段 坂 繁 美 北海道監査委員 工 藤 敏 郎 北海道監査委員 見 野 全 北海道監査委員 坂 本 人 士
道 監 査 委 員 告 示	道 公 安 委 員 会 告 示
北海道監査委員告示第 3 号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第 2 項の規定により、包括外部監査の事務を補助する者に関する事項について次のとおり告示する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課に備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成21年 5 月15日 北海道監査委員 段 坂 繁 美 北海道監査委員 工 藤 敏 郎 北海道監査委員 見 野 全 北海道監査委員 坂 本 人 士	北海道公安委員会告示第54号 昭和60年北海道公安委員会告示第24号（良好な風俗環境を保全するために支障がないと認める地域の指定）の一部を次のように改正する。 平成21年 5 月15日 北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子 5 の事項中「虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町」を「虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉町」に、「国道230号線」を「小有珠川」に改める。 6 の事項を削り、7 の事項を 6 の事項とし、8 の事項を 7 の事項とする。
道 監 査 委 員 公 表	
監査公表第 7 号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第 5 項の規定に基づき、平成21年 3 月30日包括外部監査人千葉健一から、監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第 3 項の規定により次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課に備え置	

